



4 栃木県国際戦略推進専門委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、栃木県国際戦略推進専門委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に
関し必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 本県国際化の総合的、効果的な推進を図る、栃木県国際戦略の策定に当たり、幅広い観点
から意見を聴取するため、委員会を設置する。

(協議事項)

第3条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 栃木県国際戦略の策定に関すること
- (2) その他本県の国際化に関すること

(組織等)

第4条 委員会は、栃木県議会の議員、学識経験のある者、関係団体に属する者、在住外国人、公
募により選考された者等のうちから20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(座 長)

第5条 委員会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選によりこれを定める。

3 座長は、委員会を代表する。

4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員が職務を代理する。

(運 営)

第6条 委員会は、座長が招集し、座長が議事を運営する。

2 委員会は、座長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して、説明その他必要な協力を求めるこ
ができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、産業労働観光部国際課において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2（2020）年3月19日から実施する。
- 2 栃木県国際化推進計画策定委員会設置要綱（平成26年12月5日制定）は、廃止する。